

福井県自殺対策計画

平成31年 3月
福 井 県

目次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の目標数値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 自殺の現状と課題

- 1 自殺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 自殺対策推進に関する基本的な考え方

- 1 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 自殺対策推進のための具体的な取組

- 基本目標1 地域における総合的な支援体制の強化・・・・・・・・ 12
 - 重点施策1 県民一人ひとりの気づき力の向上・・・・・・・・ 12
 - 重点施策2 多様な相談体制の強化・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - 重点施策3 市町への支援体制強化・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - 重点施策4 民間団体への活動支援・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 基本目標2 ライフステージ別の対策の充実・・・・・・・・・・・・ 17
 - 重点施策1 児童生徒への取組の充実・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - 重点施策2 若者・働き世代に対する理解促進・・・・・・・・ 19
 - 重点施策3 高齢者対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 基本目標3 ハイリスク者への支援の充実・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - 重点施策1 無職者等への支援の充実・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - 重点施策2 自殺未遂者への再企図防止の支援・・・・・・・・ 23
 - 重点施策3 二次的なうつ病の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - 重点施策4 大規模災害における被災者のこころのケアの推進 27

自殺対策に資する事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

参考資料

- 自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 自殺総合対策大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

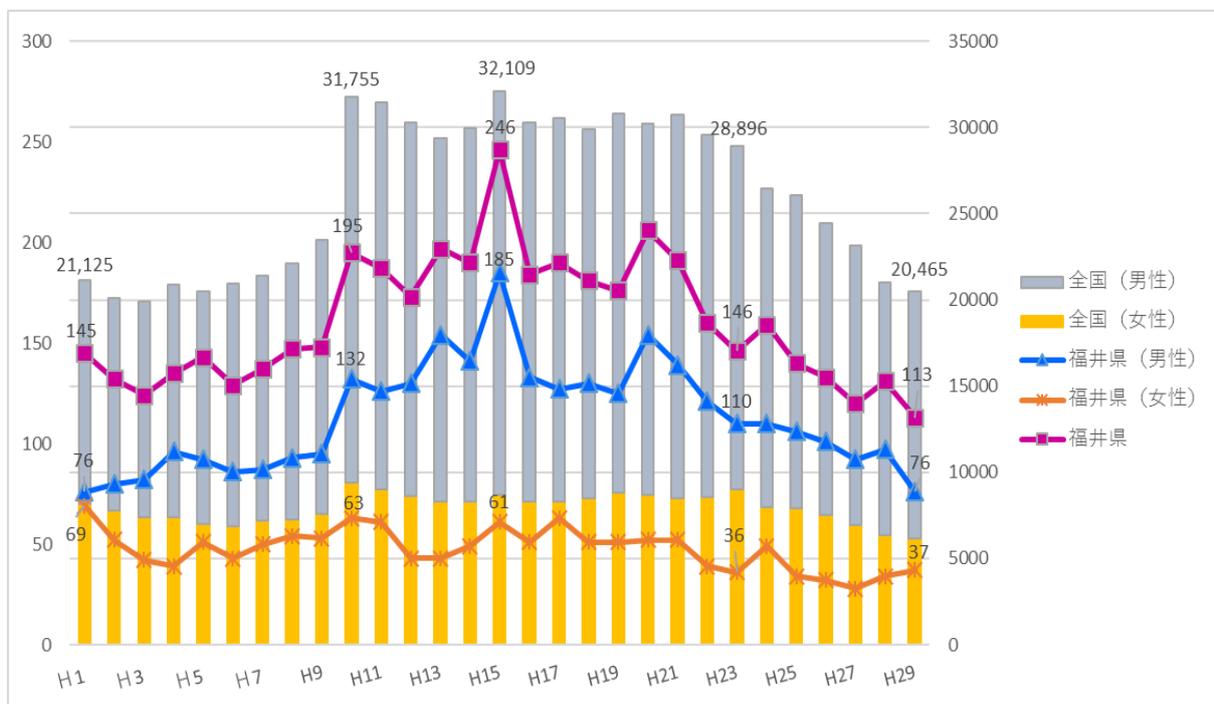
全国の自殺者は平成10年に年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。

このような中、平成18年10月に国を挙げて自殺対策を総合的に推進するために自殺対策基本法が施行されました。翌年6月には自殺総合対策大綱が閣議決定され、これ以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、本県においても自殺・ストレス防止対策協議会を設置し、総合的な自殺対策に取り組んできました。

これまで、自殺対策に関する機関や民間団体、市町、県民が相互に連携し、自殺対策に取り組んできた結果、福井県の自殺者数は、平成15年をピークに減少傾向にあり、自殺死亡率も全国の中では低い水準にあります。しかしながら、依然として多くの方が自ら命を絶つという深刻な事態が続いており、国は平成28年に自殺対策基本法を改正し、都道府県に地域の実情を勘案した自殺対策に関する計画を策定することを義務付けました。

本計画は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、自殺対策の現状と課題、基本的な施策の方向性を明確にし、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

<図1> 全国と福井県の自殺者の推移



(出典：厚生労働省 人口動態統計)

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第1項に基づき、国の自殺総合対策大綱を踏まえつつ策定します。

なお、「福井県医療計画」や「元気な福井の健康づくり応援計画」など関連する県の他の計画との整合性を図り策定します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直すこととされていることを踏まえ、2019年度から2023年度までの5年間とします。

なお、本県の自殺の実態や自殺対策における課題等に変化があった場合は、必要に応じて内容を見直します。

4 計画の目標数値

国の自殺総合対策大綱においては、10年間で平成27年の自殺死亡率から30%以上減少させる数値目標を掲げています。

本県においても、平成29年の自殺死亡率(15.6)を、10年後に30%以上減少させ、10.9以下にすることを目標とします。

平成29年の自殺死亡率※15.6 → 10年後に10.9以下

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

参考

自殺に関する統計には、厚生労働省の「人口動態統計」と、警察庁の「自殺統計」の2種類があります。

警察庁 「自殺統計」	調査対象：総人口（日本における外国人も含む） 調査時点：発見地を基に自殺死体発見時点で計上 計上方法：捜査等により自殺であると判明した時点
厚生労働省 「人口動態統計」	調査対象：日本における日本人 調査時点：住所地を基に死亡時点で計上 計上方法：自殺、他殺、あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で計上 死亡診断書等に自殺の旨の訂正報告がない場合は自殺に計上していない。

※福井県では主に、警察庁から提供を受けた「自殺統計」原票データに基づいて、厚生労働省が毎月集計を行い、作成している「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」（以下「自殺の統計」）（自殺日・住居地）を使い分析を行っています。

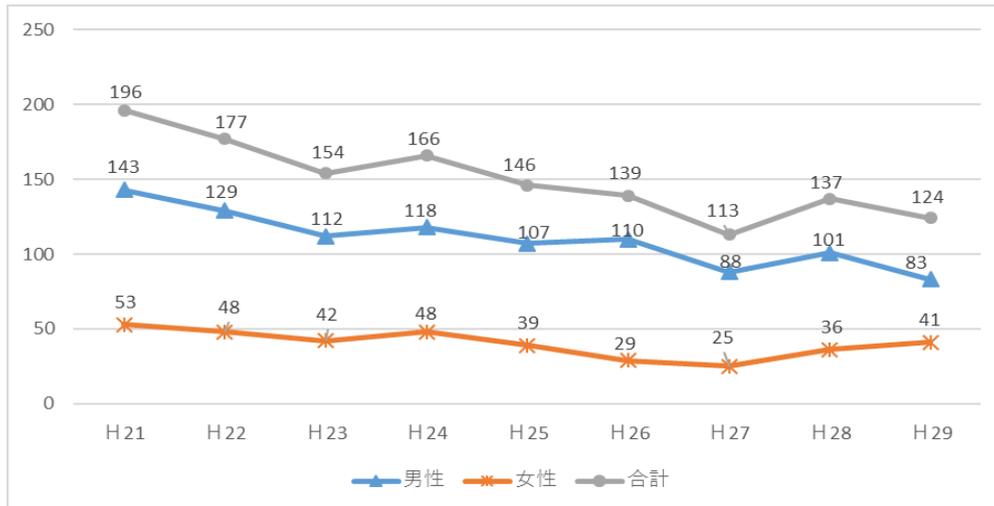
第2章 自殺の現状と課題

1 自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

本県の自殺者数は増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、平成29年は124人でした。男性の自殺者数は緩やかに減少していますが、女性の自殺者数は横ばいで推移しています。

<図2> 福井県の自殺者数の推移

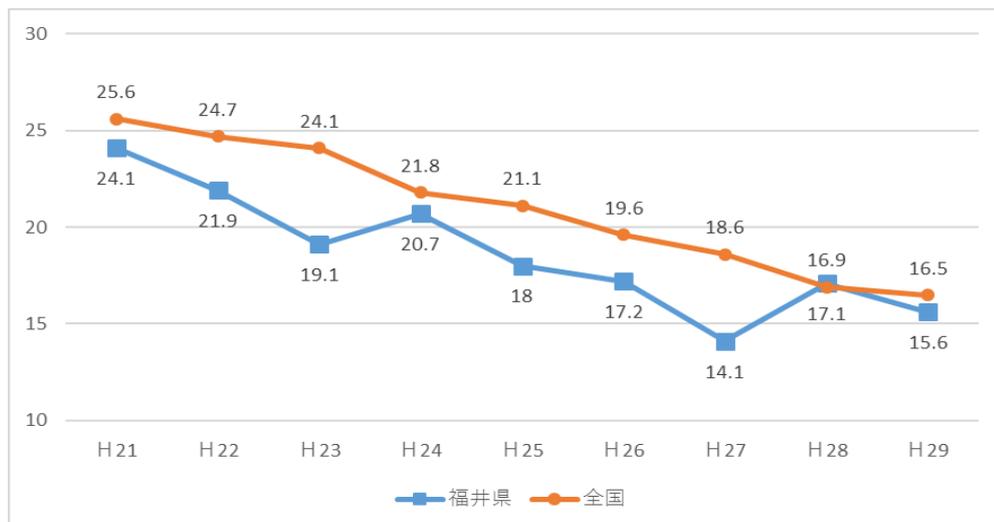


(出典：厚生労働省 自殺の統計(自殺日・住居地))

(2) 自殺死亡率の推移

人口10万人当たりの自殺死亡者数を示す自殺死亡率は、全国と比べて低位で推移しており、平成29年は15.6と、全国で低い方から10番目となっています。

<図3> 福井県と全国の自殺死亡率の推移

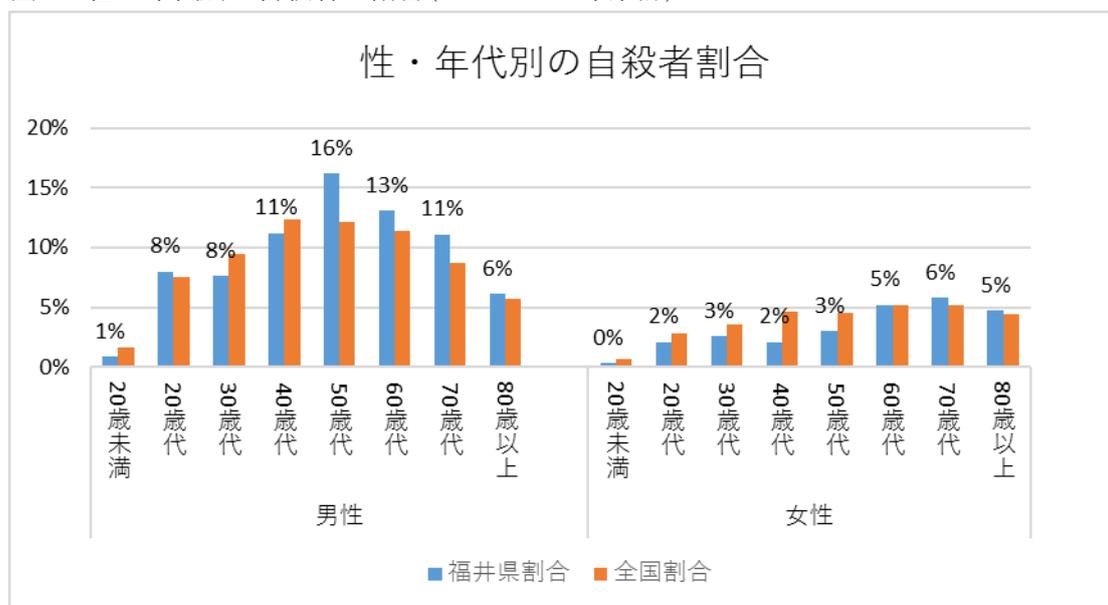


(出典：厚生労働省 自殺の統計(自殺日・住居地))

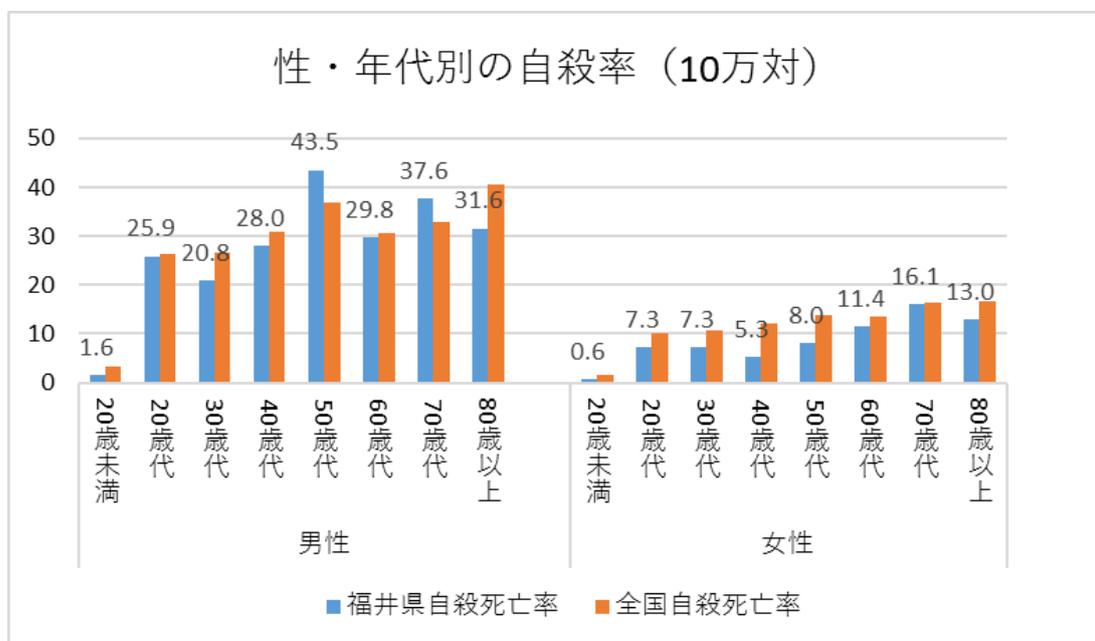
(3) 年代別の自殺者の割合、自殺死亡率

年代別の自殺者の割合は、男性は50歳代～80歳以上の各年代、女性は70歳代、80歳以上の自殺者の割合が全国と比較して高くなっています。また、自殺死亡率をみると、男性の50歳代、70歳代は全国と比較して高くなっていますが、女性は全国と比較してどの年代でも低くなっています。

<図4>性・年代別の自殺者の割合(H25～H29年累計)



<図5>性・年代別の自殺死亡率



(出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」)

(4) 年代別の原因・動機別順位

平成 25～29 年の本県の自殺者 659 人のうち、原因・動機について特定できた 529 人の状況をみると、19 歳以下は学校での人間関係、20～69 歳は病気の悩み・影響（うつ病）、70 歳以上は病気の悩み（身体の病気）が 1 位となっています。

<表 1> 年代別の原因・動機の別順位の比較（H25～H29 年累計）

年 代	1位	2位	3位
～19歳	・教師との人間関係 ・その他学友との不和	・家庭問題その他 ・負債 ・失恋 ・交際をめぐる悩み ・進路に関する悩み ・学業不振	
20～29歳	・病気の悩み・影響（うつ病）	・仕事疲れ	・職場の人間関係 ・病気の悩み・影響（その他の精神疾患）
30～39歳	・病気の悩み・影響（うつ病）	・仕事疲れ	・夫婦関係の不和 ・病気の悩み・影響（統合失調症） ・失業
40～49歳	・病気の悩み・影響（うつ病）	・仕事疲れ	・夫婦関係の不和
50～59歳	・病気の悩み・影響（うつ病）	・病気の悩み（身体の病気）	・生活苦
60～69歳	・病気の悩み・影響（うつ病）	・病気の悩み（身体の病気）	・孤独感
70～79歳	・病気の悩み（身体の病気）	・病気の悩み・影響（うつ病）	・家族の死亡 ・孤独感
80歳～	・病気の悩み（身体の病気）	・病気の悩み・影響（うつ病）	・孤独感

（出典：厚生労働省 自殺統計原票特別集計）

(5) 平成 29 年における死因順位別・年代別死亡数

年代別の死因では、自殺が 20～29 歳の死因の第 1 位（60%）、30～39 歳、40～49 歳では死因の第 2 位となっています。

<表 2> 平成 29 年における死因順位別・年代別死亡数

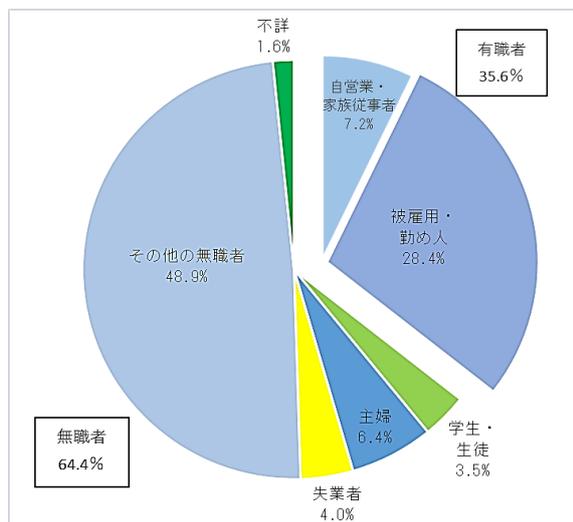
年齢階級	1位		2位		3位	
	死因	死亡数 (%)	死因	死亡数 (%)	死因	死亡数 (%)
～19歳	循環器系の先天奇形	5 (15.6%)	その他の神経系の疾患	4 (12.5%)	不慮の事故	4 (12.5%)
20～29歳	自 殺	15 (60.0%)	悪性新生物	5 (20.0%)	不慮の事故	4 (16.0%)
30～39歳	悪性新生物	16 (36.3%)	自 殺	12 (27.2%)	不慮の事故	4 (9.1%)
40～49歳	悪性新生物	37 (36.2%)	自 殺	15 (14.7%)	心 疾 患	11 (10.8%)
50～59歳	悪性新生物	106 (45.9%)	心 疾 患	24 (10.4%)	脳血管疾患	21 (9.1%)
60～69歳	悪性新生物	402 (49.9%)	心 疾 患	92 (11.4%)	脳血管疾患	55 (6.8%)
70～79歳	悪性新生物	557 (37.8%)	心 疾 患	187 (12.7%)	脳血管疾患	113 (7.7%)
80歳～	悪性新生物	1275 (19.2%)	心 疾 患	1216 (18.3%)	肺 炎	662 (10.0%)

（出典：厚生労働省 人口動態統計（平成 29 年））

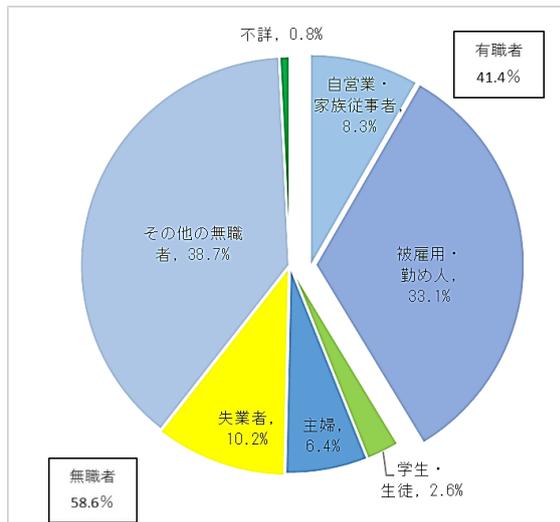
(6) 職業別の自殺者の状況

自殺者の職業別の割合をみると、全国と同様に無職者が有職者より高くなっています。有職者の内訳をみると被雇用・勤め人の割合、無職者の内訳をみると失業者の割合が全国と比較して特に高くなっています。

<図6> 全国の職業別自殺者割合



<図7> 福井県の職業別自殺者割合

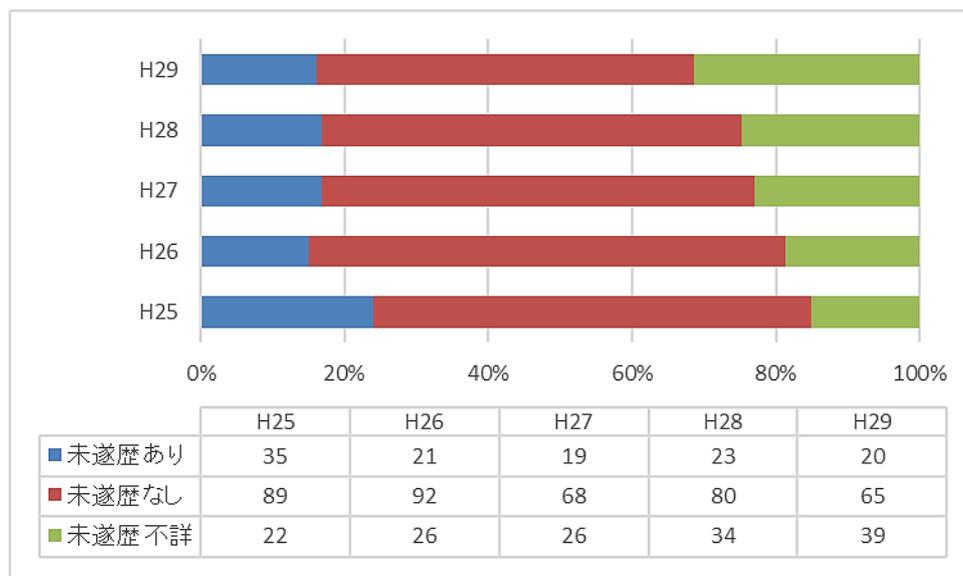


(出典:厚生労働省 自殺の統計(自殺日・住居地)(H25~H29年累計))

(7) 自殺未遂の状況

自殺未遂歴の有無については、全体の約2割が未遂歴「あり」となっています。

<図8> 自殺者の自殺未遂歴の有無の割合



(出典:厚生労働省 自殺の統計(自殺日・住居地))

2 今後の課題

福井県では、「福井県自殺・ストレス防止対策協議会」を設置し、医療や福祉、教育など様々な分野の関係機関と協力して自殺対策に取り組んできました。この結果、本県の自殺者数は減少傾向にあり、平成29年には124人と、平成21年と比較し人数で72人減少しました。

しかしながら、依然として、毎年100人を超える多くの人々が自ら命を絶たれているという深刻な状況が続いています。「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、以下の3つを重点課題として、さらに自殺対策を充実させていきます。

課題（1）地域における総合的な支援体制の強化

自殺の問題は、一部の人の問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、理解と関心の促進を図る必要があります。

公益財団法人 日本財団における自殺の全国意識調査では、半数以上が自殺企図や自殺未遂を経験しても相談しないと回答しており、県民一人ひとりが、身近にいる自殺を考えている人に早く気づき、相談しやすい体制を強化する必要があります。

課題（2）ライフステージ別の対策の充実

自殺の要因は様々ですが、世代ごとに自殺の原因・動機は異なります。

児童生徒では、学校での人間関係、若者・働き世代では、健康問題や勤務問題、高齢者では、健康問題が最も多くなっていることから、各世代の状況に応じた適切な支援を提供する体制づくりを推進する必要があります。

課題（3）ハイリスク者への支援の充実

自殺未遂者が再度の自殺をする危険性は高く、自殺者のうち、無職者の割合が有職者よりも高くなっています。また、一般的にひきこもりやアルコール依存症等から、二次的にうつ病を発症することが多く、自殺の危険性が高まると言われています。

これらの自殺のハイリスク者を早期に発見し、必要な支援につなげられるよう医療や福祉が連携したサービス提供体制づくりを推進する必要があります。

第3章 自殺対策推進に関する基本的な考え方

基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない

社会の実現を目指す」

1 基本方針

平成29年（2017年）7月に閣議決定された自殺総合対策大綱の基本認識と基本方針を踏まえて、本県では、以下の5つの基本方針に基づいて自殺対策を推進します。

（1）生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

このため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員し、「生きることの包括的な支援」として取り組んでいきます。

（2）関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進

自殺に追い込まれようとしている人が、生きることの支援につながることにより、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

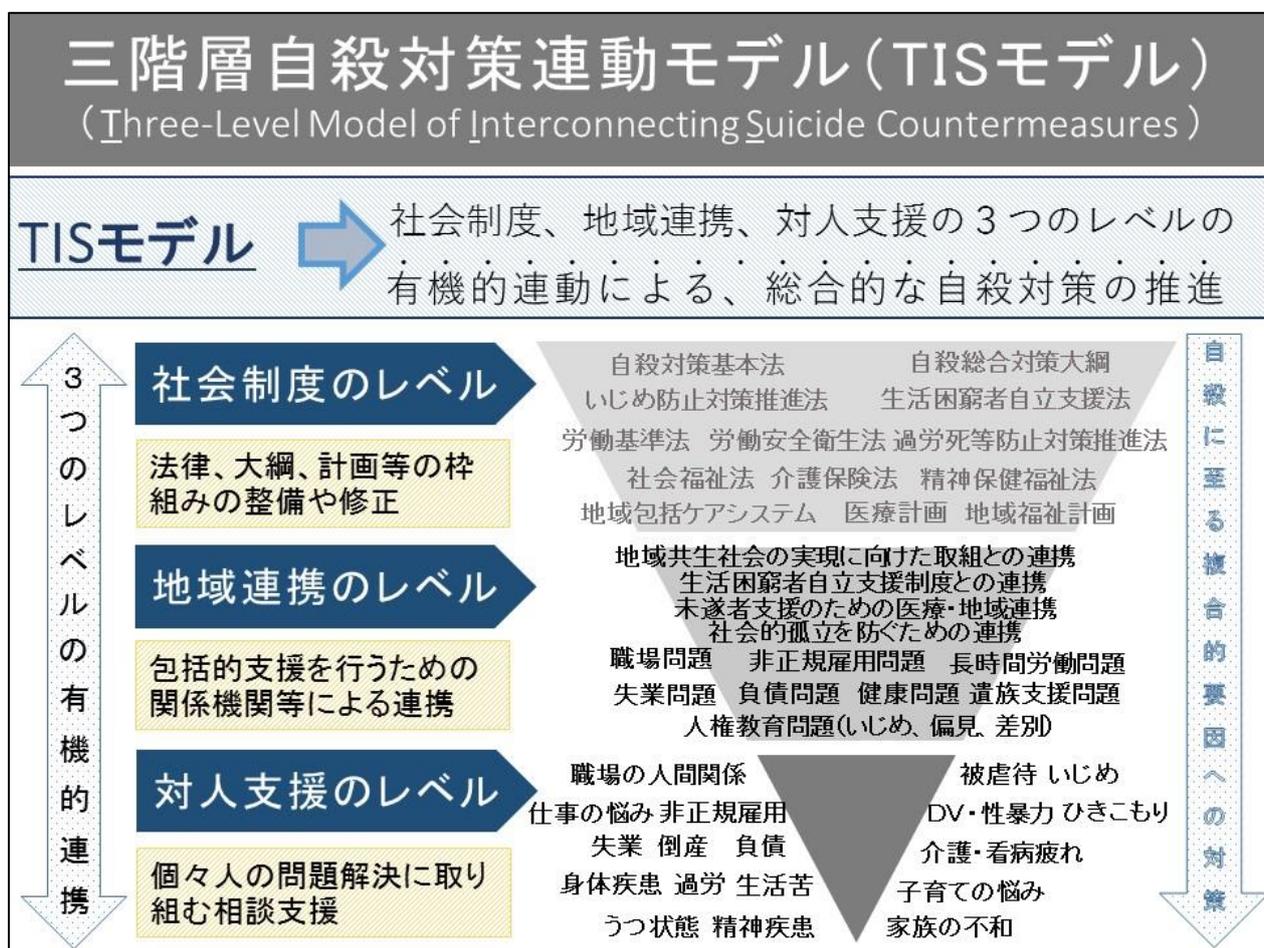
このため、自殺の要因となり得る生活困窮や児童虐待、ひきこもり等に関連する分野において、より連携の効果を高め、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、総合的な自殺対策を進めます。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、県民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくことが重要です。(三階層自殺対策連動モデル) また、時系列的な対応として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、加えて自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じる必要があります。

このため、階層別や時系列それぞれの対策を効果的に連動し、総合的な対策を推進します。

<図9> 三階層自殺対策連動モデル (自殺総合対策推進センター資料)



(4) 実践と啓発を両輪として推進

県民一人ひとりが、自殺に追い込まれるという危機に遭遇する危険性があるということ認識し、危機に陥った人の心情や背景について正しい理解を深めること、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を進めます。

また、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、身近な相談窓口などにつなぎ、見守っていけるように広報、教育活動の取組を進めます。

(5) 関係者の役割の明確化および関係者の連携・協働を推進

県、市町、関係団体、民間団体、企業、県民は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のために、それぞれの役割を認識し、果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互に連携・協働することで、自殺対策を総合的に推進します。

2 推進体制

自殺対策の推進に当たっては、自殺対策に関する取組の有機的な連携が図られるよう、庁内の関係課等と相互に必要な連絡・調整を行うとともに、事業者、関係団体との連携を図ります。

計画を着実に推進するため「福井県自殺・ストレス対策協議会」において、計画目標の達成状況および施策の推進状況について必要な事項を協議し、より効果的な取組を推進します。

第4章 自殺対策推進のための具体的な取組

この計画の基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」に基づき、「地域における総合的な支援体制の強化」「ライフステージ別の対策の充実」「ハイリスク者への支援の充実」の3つの基本目標を掲げ、総合的に政策を進めます。

基本目標1 地域における総合的な支援体制の強化

県民が、自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、悩みを抱えている人が相談しやすい体制づくりや、地域レベルの実践的な取組を推進していきます。

基本目標2 ライフステージ別の対策の充実

児童生徒や若者・働き世代、高齢者など、それぞれのライフステージに応じた適切な支援を提供する体制づくりを推進していきます。

基本目標3 ハイリスク者への支援の充実

自殺のハイリスク者を早期発見し、必要な支援につなげられるよう医療・福祉が連携した体制づくりを推進していきます。

基本目標 1 地域における総合的な支援体制の強化

重点施策 1 県民一人ひとりの気づき力の向上

自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る役割を担う人材（ゲートキーパー）を育成するとともに、自殺や自殺に関連する事象に関する正しい知識の普及を推進します。

施策（1）自殺対策を支える人材（ゲートキーパー）の育成を推進

①行政機関におけるゲートキーパー育成の推進（障害福祉課、市町）

県、市町職員を対象にゲートキーパー研修を実施し、職員が自殺対策の共通認識と危機意識を持つことを目指します。また、「自殺のサイン」に早期に気づき、必要な支援につなげます。

②地域におけるゲートキーパー育成の推進（障害福祉課、健康福祉センター、市町）

地域の身近にあるスーパーや郵便局、理美容店などを対象にゲートキーパーの育成を推進し、「自殺のサイン」を見逃さない地域づくりを目指します。

③ゲートキーパー等の資質の向上（障害福祉課、健康福祉センター、市町）

相談対応力の向上や連携体制等の強化など、ゲートキーパーの資質向上を図る研修を充実します。

※ゲートキーパー

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。話をよく聞き、一緒に考えてくれるゲートキーパーがいることは、悩んでいる人の孤立を防ぎ、安心感を与えることができます。

施策（2）自殺対策の正しい知識の普及

①自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）における普及啓発（障害福祉課、精神保健福祉センター、市町）

自殺予防週間と自殺対策強化月間に合わせ、自殺対策のパンフレット等を作成・配布するとともに、県のホームページや広報誌などを活用し、県民に自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

②自殺対策におけるこころの健康講座の実施

(健康福祉センター、精神保健福祉センター、市町)

市町や健康福祉センター等において、各地域の自殺の実態を踏まえ、うつ病等の精神疾患やこころの健康に関する講座を開催し、住民への自殺対策に対する関心を高め、知識の普及を図ります。

重点施策2 多様な相談体制の強化

悩みを抱えている人が、いつでもどこでも相談できるよう、県、関係団体等が連携して、相談に応じることができる体制を強化させていきます。

また、自殺予防に資する情報を、県民が容易に入手できるよう、関係機関のネットワーク等を通じて自殺予防に関する情報を提供します。

施策(1) 相談窓口・支援体制の強化

①多様な手法による相談体制の整備(障害福祉課、健康福祉センター、教育総合研究所)

相談者が利用しやすいよう、電話、対面(来所、訪問)、メールやSNSなど多様な手法による相談体制を構築します。また、多職種が一堂に会しワンストップで相談を行うことができる体制づくりを行います。

②夜間、休日の相談窓口の拡充(障害福祉課、精神保健福祉センター)

いつでも心の相談を受けることができるよう、夜間や休日の電話相談窓口の拡充をしていきます。

③各種相談の充実(関係各課)

健康問題、就労問題、経済問題、生活問題など、様々な悩みに応え、生活の基盤を支えるための各種相談窓口の充実を図ります。

④相談員の資質の向上(関係各課)

労働や教育、経済分野等の相談窓口担当者にメンタルヘルスや自殺予防に関する知識の習得を促進し、相談支援の資質向上を目指します。

⑤相談窓口の幅広い周知（障害福祉課）

自殺の背景となりうる健康問題や労働問題、消費・生活問題等に関する様々な分野の相談窓口を分かりやすくまとめ、リーフレットやSNS等で周知を行います。

施策（２）自殺予防に関する情報提供

①インターネット等を通じた自殺対策事業の情報提供（障害福祉課）

うつ病や労働問題、生活困窮など自殺の原因・動機となりうる様々な分野の講演会等を取りまとめ、ホームページやSNS等を使って積極的に情報発信を行います。

【再掲】 ②相談窓口の幅広い周知（障害福祉課）

自殺の背景となりうる健康問題や労働問題、消費・生活問題等に関する様々な分野の相談窓口を分かりやすくまとめ、リーフレットやSNS等で周知を行います。

【再掲】 ③自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）における普及啓発（障害福祉課、精神保健福祉センター、市町）

自殺予防週間と自殺対策強化月間に合わせ、自殺対策のパンフレット等を作成・配布するとともに、県のホームページや広報誌などを活用し、県民に自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

重点施策３ 市町への支援体制強化

市町自殺対策計画の策定や地域における実践的な自殺対策の取組を推進するため、市町への支援を強化します。

施策（１）市町自殺対策計画の策定等の支援

①市町への情報提供等（障害福祉課、健康福祉センター）

福井県自殺対策推進センターが自殺対策に資する情報収集とその提供を行います。また、市町や健康福祉センターの担当者と連絡会を開催し、本県の自殺の状況や課題、取組等を共有します。

②市町自殺対策計画策定等の支援（障害福祉課、健康福祉センター）

市町において実効性のある自殺対策を実施できるよう、市町自殺対策計画の策定を支援します。

施 策（２）市町自殺対策協議会設置の推進

①地域の実情に基づいた自殺対策の推進（障害福祉課）

地域の実情に基づいた自殺対策や、各市町自殺対策計画の進捗を行うことができるよう、各市町に自殺対策協議会の設置を推進していきます。

②自殺対策に資する取組を行う市町等に対する支援（障害福祉課）

市町が地域の特性に応じて実施する自殺対策事業に対して支援を行います。

重点施策４ 民間団体への活動支援

自殺対策において、民間団体は重要な役割を担っており、各団体の活動を支援するため、必要な施策を講じていきます。

施 策（１）民間団体の実施する自殺対策事業に対する支援

①民間団体の実施する先駆的・試行的な取組に対する支援（障害福祉課）

県および市町における自殺対策の取組を推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策や効果的な事業、新たな調査研究等を支援します。

②自死遺族への取組に対する支援（障害福祉課）

自殺等により遺された人に迅速な支援を行うとともに、遺族等への必要な情報の提供や自死遺族の集い等を実施している団体を支援します。

③ハイリスク地における取組に対する支援(障害福祉課)

ハイリスク地を管轄する市町や関係機関と連携し、声かけや保護などの活動を継続するとともに、水際対策の強化や安全管理の徹底、支援情報等の掲示を実施している団体を支援します。

④こころの健康相談の取組に対する支援(障害福祉課)

夜間や休日等に、こころの悩みを抱える人の相談を行っている民間団体を支援します。

⑤精神障害者への理解を促進する取組に対する支援(障害福祉課)

うつ病や依存症などの精神疾患や精神障害者に関する正しい知識の普及と、住民の理解促進や、精神疾患の患者や家族など気軽に相談できる体制づくりを行う民間団体を支援します。

⑥地域における連携体制の確立(障害福祉課、健康福祉センター)

県や各健康福祉センターで自殺対策に関する協議会を開催し、自殺の状況等の情報共有を行うとともに、医療機関や関係団体等と連携して地域レベルでの実践的な取組を推進していきます。

⑦いのちを支えるネットワーク体制の確立(障害福祉課、精神保健福祉センター)

自死遺族会やこころの電話等の民間団体をはじめ司法や就労、宗教関係等の様々な分野の団体が自殺対策に関する情報共有や事例検討等を実施し、地域で連携した自殺対策を行うことができるネットワーク体制を確立していきます。

基本目標 2 ライフステージ別の対策の充実

重点施策 1 児童生徒への取組の充実

児童生徒に対しては、学校におけるこころの健康づくりを進めるとともに、学校の実情や発達段階に応じてSOSの出し方に関する教育を進めていきます。

また、いじめの防止等に取り組むとともに、様々な悩みを抱える児童生徒にきめ細かく対応するため、専門スタッフや関係機関と連携した教育相談体制を充実していきます。

施策（1）学校におけるこころの健康づくりの推進

①命を大切にするこころの育成（高校教育課、義務教育課）

道徳教育を中心に学校教育活動全体を通して、自らがかけがえのない存在であることを児童生徒に伝えるとともに、発達段階に応じて自他の命を大切にするこころの育成を図ります。

②いじめ防止対策の推進（高校教育課、義務教育課）

子どもたちが安心して学校生活を過ごせるよう、福井県いじめ防止基本方針に基づき、学校・家庭・地域が連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、事案対処に組織的に取り組みます。

③インターネット適正利用の促進（県民安全課、高校教育課、義務教育課）

SNS等を利用した、いじめやインターネット依存症などを未然に防止するため、適切な使い方について指導・啓発します。また、電子メール（メルマガ）を通じ、児童生徒や保護者へネット上の危険に関する情報を提供します。

施策（2）SOSの出し方に関する教育の推進

①SOSの出し方教育の推進（高校教育課、義務教育課）

子どもたちが様々な困難やストレスへの対処方法を身に付け、危機に直面した時に助けを求めることができるよう、発達段階に応じて、SOSの出し方に関する教育を推進していきます。

②教職員による児童生徒の理解促進（高校教育課、義務教育課）

養護教諭・生徒指導主事・特別支援コーディネーター等を対象とした研修を実施し、児童生徒への理解を深めます。また、教育活動全体に有用な相談対応、知識、技能を習得できる機会を充実します。

施 策（３）教育相談支援の充実

①スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用（高校教育課、義務教育課）

面談等を通して児童生徒のこころのケアを行うスクールカウンセラーや、関係機関との連携や家庭訪問を行うスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、学校における教育相談体制の充実を図ります。

②いじめ電話相談の実施（義務教育課、教育総合研究所）

教育総合研究所内の教育相談センター職員と電話相談員による24時間、365日電話相談を実施し、児童生徒や保護者からのいじめをはじめとする相談対応を行います。また、緊急の事案については児童相談所や警察等と連携し対応します。

【再掲】 ③多様な手法による相談体制の構築（障害福祉課、健康福祉センター、教育総合研究所）

相談者が利用しやすいよう、電話、対面（来所、訪問）、メールやSNSなど多様な手法による相談体制を構築します。また、多職種が一堂に会しワンストップで相談を行うことができる体制づくりを行います。

重点施策2 若者・働き世代に対する理解促進

死因に占める自殺の割合が高い若者に対して、大学と連携し、自殺対策の取組を推進します。

また、働き世代に対して、職場におけるメンタルヘルス対策を推進するとともに相談しやすい環境を整備します。

施策（1）大学等と連携した自殺対策の取組みの推進

①若年層を対象とした普及啓発の実施（障害福祉課）

若者が抱える悩みや不安、メンタルヘルスに関することを相談できる窓口の周知を行います。

②大学等を対象としたメンタルヘルスセミナーの実施(障害福祉課)

生活環境が変化する大学入学時や就職前の時期などにうつやメンタルヘルスに関するセミナーを行います。

施策（2）職場におけるメンタルヘルス対策の推進

①ストレスチェック等の促進（障害福祉課、労働政策課）

ストレスチェックが義務化されていない中小企業等を対象にメンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施を促進し、メンタル不調の未然防止に努めます。

②企業経営者等に対する理解促進(障害福祉課)

企業経営者や人事担当者に対する講演会等を通して、職場全体で自殺対策に取り組む必要性の理解促進に向けた働きかけを行います。

③働く女性の支援強化（女性活躍推進課）

働く女性の仕事への不安解消やキャリアアップ等への支援、子育てがひと段落した女性の再就職、育児休業からの円滑な復帰等をワンストップで支援していきます。

④こころと身体の健康づくりの推進（健康増進課、市町）

適度な運動や食生活の改善、ストレスのコントロールを通して、こころと身体の健康づくりを推進していきます。

施 策（3）働き世代における相談支援の充実

①労働相談の充実（労働政策課、精神保健福祉センター）

労働相談窓口を設置し、電話や面談、メール等での相談を受け付けるほか、ストレスチェックの夜間受付を行うなど労働相談の充実を図ります。

②小規模事業者等への支援の充実（産業政策課）

商工会・商工会議所等と連携して、経営の安定・改善・改革に取り組む小規模事業者等の経営者に対し、必要な相談支援等を実施します。

【再掲】 ③夜間、休日の相談窓口の拡充（障害福祉課、精神保健福祉センター）

夜間や休日に心の相談を受けられることができるよう、電話やSNSでの相談を拡充していきます。

重点施策3 高齢者対策の推進

介護者の負担を軽減するため、地域包括支援センターや関係機関と連携し、介護者に対する相談を行います。

また、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等の孤立を防ぐための居場所づくりを推進します。

施 策（1）介護者への支援の充実

①介護者のこころの健康づくりの推進（長寿福祉課）

介護者の集いの開催や、介護者の一時的な休息のために利用できるショートステイ等のサービスの整備を進め、介護者のこころの健康の保持・増進を推進します。

②介護支援専門員に対する研修の充実（長寿福祉課、障害福祉課）

介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、高齢者の心の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を図ります。

③介護相談等の実施（長寿福祉課）

高齢者とその家族等が抱える福祉・保健医療等に関する心配、悩みに応じるため、専門相談窓口を設置し、面接相談および電話相談を受け付けます。

施策（２）社会的な孤立を防ぐための生きがいくりの推進

①生きがいくりの推進（長寿福祉課）

地域の高齢者が健康づくりや仲間づくり、こころの拠り所を目的に集まった団体を支援していきます。

②一人暮らしの高齢者に対する支援の充実（地域福祉課、長寿福祉課）

地域の登録ボランティアによる話し相手の確保や老人家庭相談員による安否確認など、一人暮らしの高齢者への見守り体制を充実していきます。

③こころと身体健康づくりの促進（長寿福祉課）

地域に居住する高齢者を中心に、運動や栄養の講座を実施し、介護予防事業への積極的な参加を促し孤立を防ぎます。また、自分に合った運動の継続と食生活改善により、こころと身体健康を推進します。

基本目標3 ハイリスク者への支援の充実

重点施策1 無職者等への支援の充実

無職者や生活困窮者の中に、自殺リスクを抱えている人が少なくない現状を踏まえ、相談窓口での対応の充実や必要な支援につなげるための体制を整備します。

施策(1) 無職者等への相談窓口の充実等

①若年無職者への対応の充実(労働政策課)

地域の関係機関と連携し、若年無職者等の職業的自立をそれぞれの若者に合った手法で継続的・包括的に支援していきます。

②うつ病の早期発見(障害福祉課、市町)

ハローワークや健診、健康づくりイベント等でストレスチェックシート等を活用し、うつ病の早期発見に努めます。

【再掲】③自殺予防週間(9月)と自殺対策強化月間(3月)における普及啓発

(障害福祉課、精神保健福祉センター、市町)

自殺予防週間と自殺対策強化月間に合わせ、自殺対策のパンフレット等を作成・配布するとともに、県のホームページや広報誌などを活用し、県民に自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

施策(2) 生活困窮者への支援の充実

①相互の関係機関とのネットワークの活用(地域福祉課、障害福祉課、健康福祉センター、市町)

生活困窮者対策と自殺対策におけるそれぞれの関係機関のネットワークを活用し、連携の強化を図ります。

②生活保護制度の周知(地域福祉課、健康福祉センター、市町)

生活保護制度は、資産や能力等を活用してもなお、生活に困窮する方に対し、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立を助長する制度であることをホームページ等により周知します。

③消費生活に関する相談の実施(県民安全課)

消費生活センター等において、消費者被害者や多重債務問題など消費生活に関する相談を受け付けます。

重点施策2 自殺未遂者への再企図防止の支援

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、医療機関と関係機関等が連携・協力して、包括的に支援する体制を整備します。

施策（1）救急医療施設等における自殺未遂者への支援の充実

①救急医療機関における自殺未遂者への対応力の向上（障害福祉課）

救急医療機関等の従事者に対し、自殺未遂者の精神的ケアや、精神科医療につなぐための支援体制等について研修を実施します。

②救急医療機関と精神科医療機関の連携の促進（障害福祉課、健康福祉センター）

自殺未遂者を適切な支援につなげるために、救急医療機関および精神科医療機関・警察・消防等との連絡会や事例検討会を実施し、連携の強化を図ります。

③自殺未遂者等に対する支援（県警察、健康福祉センター、市町）

県警察において、自殺未遂者等に対し必要に応じてカウンセリングを実施し、救急医療機関や保健所、市町等が相互に連携して支援していきます。

④救急医療機関とかかりつけ病院の連携の推進（地域医療課）

「ふくいメディカルネット」を利用し、救急医療機関とかかりつけ病院で情報共有を進めていきます。

施策（2）相談窓口等の情報提供

①自殺未遂者への情報提供の実施（障害福祉課、健康福祉センター）

救急医療機関に搬送された自殺未遂者等に対し、地域の医療機関や相談機関に適切につなぐためのリーフレットを作成し、情報提供を行います。

【再掲】②インターネット等を通じた相談窓口等の情報提供（障害福祉課）

うつ病や労働問題、生活困窮など自殺の原因・動機となりうる様々な分野の講演会等を取りまとめ、ホームページやSNS等を使って積極的に情報発信を行います。

【再掲】 ③相談窓口の幅広い周知（障害福祉課）

自殺の背景となりうる健康問題や労働問題、消費・生活問題等に関する様々な分野の相談窓口を分かりやすくまとめ、リーフレットやSNS等で周知を行います。

施策（３）退院後支援の充実

①地域包括ケアシステムの構築（障害福祉課、健康福祉センター）

退院後に地域で生活する際に必要な支援を包括的に提供できるよう、保健、医療、福祉等を含めたネットワークの構築を促進していきます。

②入院中からの適切な支援体制の構築（障害福祉課、健康福祉センター）

入院中から医療機関、健康福祉センター等の関係機関でカンファレンスを実施し、精神疾患により自傷行為を繰り返す人等について適切な支援につなげていきます。

重点施策３ 二次的なうつ病の予防

自殺の危険性の高い人を早期に発見し、必要に応じて精神科医療につなぐとともに、様々な相談に対応するなど、適切な保健・医療・福祉サービスが受けられるようにします。

施策（１）がんや難病等の慢性疾患患者等に対する支援

①難病の患者への支援（健康増進課）

医療機関をはじめとする地域の関係機関と連携した支援体制を整備し、患者の持つ様々なニーズに対応して、療養生活での悩みや不安の解消、孤立感や喪失感の軽減を図ります。

②がん患者等への相談支援体制の整備（健康増進課）

患者やその家族のがん相談支援センターの利用を促進して、うつ病等を早期に発見し、必要に応じて専門的なケアにつなぐことができるよう必要な連携体制を整備していきます。

【再掲】 ③救急医療機関とかかりつけ病院の連携の推進（地域医療課）

「ふくいメディカルネット」を利用し、救急医療機関とかかりつけ病院で情報共有を進めていきます。

施策（２）ひとり親や妊産婦等に対する支援

①気がかりな妊婦・親子への継続的な支援（子ども家庭課、健康福祉センター、市町）

気がかりな妊婦・親子について医療機関と市町や健康福祉センターで情報共有を行い、産前・産後を通して継続的に支援します。

②育児不安への支援（子ども家庭課、健康福祉センター、市町）

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供する市町の「子育て世代包括支援センター」の設置を促進するとともに育児不安や育児ストレスを抱える保護者や妊婦を対象に相談やグループケアを実施します。

③ひとり親家庭への支援（子ども家庭課、健康福祉センター、市町）

ひとり親家庭等における子育てをはじめとした生活、就業等の様々な悩みについて、早い段階から相談に応じ支援が行き届くよう、情報提供や相談体制を充実します。

④配偶者暴力の被害者等への支援（女性活躍推進課）

配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についての相談に応じ、一時保護や保護命令制度の利用についての援助、住宅の確保、経済的支援等を行います。

施策（３）ひきこもりへの支援の充実

①ひきこもりに関する相談支援（障害福祉課、精神保健福祉センター）

ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり本人、家族等からの電話、来所、訪問等による相談に応じるとともに医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関と連携し、相談者の状態に応じた適切な支援を行います。

②ひきこもり当事者への支援（障害福祉課、精神保健福祉センター）

ひきこもり当事者やその家族が、地域で孤立することがないように相談や居場所の提供を行います。

③不登校対策の推進（高校教育課、義務教育課）

学校や家庭、地域等の関係機関と連携し、不登校対策に取り組みます。また、不登校児童生徒へのきめ細かな支援や不登校の未然防止を図ります。

施策（４）依存症の支援の充実

①専門医療機関の整備（障害福祉課）

依存症患者が専門医療を受けることができるよう、医療機関を整備し周知していきます。

②相談支援体制の充実（障害福祉課、精神保健福祉センター）

依存症患者が、自助グループ等との連携を図りながら本人や家族が地域で安心して生活できるよう相談支援の充実を図ります。

③依存症に対する回復プログラム等の実施（精神保健福祉センター）

依存症患者やその家族に対し、回復プログラムの実施や適切な対応方法について学ぶための講座を開催します。

④薬物乱用に関する相談窓口の充実（医薬食品・衛生課、健康福祉センター）

薬物乱用防止指導員協議会の活動を充実させ、各地域で積極的な薬物乱用防止活動を推進します。また、健康福祉センター等に相談窓口を設置し、相談対応に努めます。

重点施策4 大規模災害における被災者のこころのケアの推進

大規模な災害が起きたときに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣し、被災者のこころのケアを実施します。

施策（1）災害時のこころのケアの推進

①被災者のこころのケアの実施（障害福祉課、健康福祉センター）

大規模災害での様々な生活上の不安や悩みに対し、支援者を含めた被災者へのこころのケアを実施していきます。

②災害派遣精神医療チーム（DPAT）の充実（障害福祉課）

被災地域において適切な災害保健医療活動が行えるよう、県内精神科病院と連携しDPATの充実を図ります。

自殺対策に資する事業一覧

(1)地域における総合的な支援体制の強化

平成 31 年 3 月末現在

1 県民一人ひとりの気づき力の向上				
No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
1	認知症理解普及推進事業	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。 認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症サポーターステップアップ養成講座を開催し、講座を修了した認知症サポーターステップアップサポーター(ボランティア)が、認知症と思われる高齢者等の見守りや家族への支援を行う。 窓口職員等を対象に、ゲートキーパーの養成研修を実施する。	健康福祉部	長寿福祉課
2	ゲートキーパー養成研修			
3	地域生活支援事業	専門性の高い意思疎通支援を行う者(手話通訳者、要約筆記者等)の養成や障害者相談員の資質向上、障害者自身の生活向上訓練等障害のある人が地域で暮らすために必要な事業を行う。		障害福祉課
4	盲ろう者向け通訳・介助派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションおよび移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助を派遣する。		
5	食生活改善推進員講習会	食生活改善推進員に対し、母子栄養強化に関する専門的な知識と技術を普及するための講習会を行う。		健康増進課
6	就労を含めた社会的な問題への対応	拠点病院がん相談支援センターの相談員に対し社会生活に関する不安に対応するための研修を充実させる。		
7	看護職員資質向上推進事業	訪問看護ステーションや医療機関に勤務する看護職員の知識・技術の向上を行う。		地域医療課
8	医薬品等の適切な販売体制の推進	安全で有効な医薬品等を県民が安全かつ適切に購入することができるよう、医薬品等の適切な管理・販売および必要な情報の提供について、薬局や医薬品等販売業者に対する指導を強化する。		医薬食品・衛生課
9	自殺予防キャンペーン	9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間を中心に自殺予防の啓発を行う。		
10	共生社会の推進	障害を理由とする差別の解消推進のため、県、市町および(一社)福井県身体障害者福祉連合会に相談窓口を設置するほか、県民や民間事業者等に対し周知・啓発を行う。		障害福祉課
11	県民への普及啓発の推進	関係団体の協力を得ながらお薬教室・お薬出前講座を開催するとともに、毎月10月に実施される「くすりと健康の週間」での街頭啓発活動の実施など、医薬品等を適切に使用するための正しい知識の普及啓発に努める。		医薬食品・衛生課
2 多様な相談体制の強化				
No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
12	青少年に関する相談窓口の周知	非行相談窓口を青少年指導者ハンドブックに掲載し周知を行う。	安全環境部	県民安全課
13	多重債務者無料相談会	国の「多重債務者相談強化キャンペーン」期間中(9/1~12/31)に県、弁護士会、司法書士会、市町が連携して無料相談会を開催する。		
14	女性総合カウンセリング事業	女性の直面している様々な問題について、女性の視点から相談を行うとともに、他の相談機関と連携し、的確なサポートを行う。	総合政策部	女性活躍推進課
15	配偶者暴力に関する相談スーパーバイザー設置事業	DV相談の相談員が困難事例に直面した場合に、専門家から助言を得て適切な被害者処遇を行える体制を整備する。		
16	配偶者暴力防止等に関する初任者研修の開催	市町、関係団体等の新任の職務関係者等を対象に、基礎的知識を学ぶ研修会を開催する。		
17	配偶者暴力に関する相談対応向上のための専門研修の開催	相談員等を対象に、DVと児童虐待が複合したケースなど複雑な事例の対応方法等を学ぶ専門研修を開催する。		
18	地域で支える介護予防・生活支援事業	地域包括支援センターの専門職員(保健師、社会福祉士、介護支援専門員)の技能習得・資質向上を図るための専門研修を実施する。	健康福祉部	長寿福祉課

19	人権センター運営事業	同和(部落差別)問題や性的マイノリティ(LGBT)、北朝鮮による拉致問題など様々な人権に関する相談を受け付ける。また、人権啓発ハンドブックなどを配布し、相談窓口の周知を図る。	健康福祉部	地域福祉課
20	精神保健福祉事業	困難事例対応精神障害者(疑い含む)及びその家族への個別支援の充実を行う。		障害福祉課
21	こころの相談	健康福祉センターや精神保健福祉センターでこころの相談を行う。また、精神科の医師による精神相談を行う。		障害福祉課
22	悩みごと総合相談会	様々な分野の専門家を一堂に会し、ワンストップで様々な相談に応じる総合相談会を行う。		障害福祉課
23	育児不安解消サポート事業	育児不安や育児ストレスを抱える者を対象に、精神科医師や心理療法担当者等による相談やグループケアを実施する。		子ども家庭課
24	24時間・365日児童相談事業	深刻化する児童虐待問題に対応するため、夜間休日問わずいつでも相談に応じることができるよう相談職員を配置し、児童虐待対応のための体制整備を図る。	健康福祉部	健康増進課
25	相談支援および情報提供	患者やその家族ががんに関する相談ができるよう、拠点病院以外にも相談窓口を設置するとともに、AYA世代の患者および経験者や患者遺族の交流の場を整備する。		健康増進課
26	心身障害児就学指導委員会	特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、市町教育委員会等の関係機関と協力して一人ひとりの障害および発達の状態に応じた細かな就学相談を行なう。		教育庁
27	教育相談(いじめ含む)	教育総合研究所において、子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員(心理)が対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	教育庁	教育政策課
28	精神保健福祉マップの配布	県内の医療機関や相談支援機関等の一覧を作成し、医療機関や市町へ配布する。	健康福祉部	障害福祉課
29	福井県医療安全支援センター運営事業	医療安全支援センターにおいて、県民からの医療に関する相談に対応するとともに、これらの相談事例の内容を医療機関に照会し、患者の望むサービス等について周知を行う。		地域医療課

3 市町への支援体制強化

No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
30	自殺対策に関する市町への情報提供	地域の自殺に関する状況や分析を行い市町へ情報提供を行う。	健康福祉部	障害福祉課
31	市町自殺対策計画策定支援	地域自殺対策推進センターをはじめ各健康福祉センターが市町に対し計画策定支援を行う。		
32	市町自殺対策協議会設置の推進	地域の実情に基づいた自殺対策が推進されるよう、自殺対策協議会の設置を推進する。		

4 民間団体への活動支援

No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
33	配偶者暴力防止等に関する民間団体活動助成事業	DV被害者の支援に携わる団体の活動に要する費用を助成し、民間団体の育成やその活動を支援する。	総合政策部	女性活躍推進課
34	老人クラブ活動助成事業 高齢健康者生きがい促進事業	老人クラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)への活動費の助成を行う。	健康福祉部	長寿福祉課
35	民間団体への支援	民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策活動を支援する。		障害福祉課

(2)ライフステージ別の対策の充実

1 児童・生徒への取組の充実				
No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
1	高校生・教職員対象メンタルヘルスセミナー事業	生徒、教職員向けにメンタルヘルスや精神疾患理解のための講演会を実施する。	健康福祉部	障害福祉課
2	いじめ防止対策	福井県いじめ防止基本方針に基づき、管理職、生徒指導等の研修会の開催や各校のいじめ防止のための取組みの点検、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、事案対処、継続的な再発予防を図る。	教育庁	高校教育課義務教育課
3	自殺予防教育	子どもたちが様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付け、危機的状況の際に援助希求行動がとれるよう、発達段階に応じて、SOSの出し方に関する教育を実施。		義務教育課
4	不登校対策推進事業	福井県不登校対策指針に基づき、学校・家庭・地域および関係機関と連携し、不登校対策に取り組むことで、不登校児童・生徒へのきめ細かな対応や未然防止を図る。		義務教育課
5	幼児教育指導力向上事業	「生命尊重」ほか、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿に向けて子どもを育て、その姿を踏まえた教育活動を実施するため、幼児教育の資質向上を目的とした研修や幼児教育から小学校教育への接続講座を実施する。		義務教育課
6	家庭の教育力向上事業	講演や実践発表を通して、PTA会員の資質向上と今後の活動の活性化を図る。また、いじめ防止等のリーフレットを配付し、家庭教育力の向上を図る。		義務教育課
7	SNSの使い方に関する注意喚起	小・中・高校等へ出向き、SNSを使用する上での注意点について指導する。		環境安全部
8	青少年のネット非行・被害対策	電子メール(メルマガ)を通じ、小・中・高校の児童生徒や保護者にネット上の危険に関する情報を提供を行う。	環境安全部	県民安全課
9	ふくい高校生スマートサミット	ネット上のスマートなコミュニケーションのあり方について、高校生同士や保護者・専門家との間で議論し、スマートフォンの賢い利用について考える。	環境安全部	高校教育課
10	「ふくいスマートルール」推進運動	インターネットを利用した通信によるいじめや依存症などの生活習慣の乱れを未然に防止するために、学校独自の統一ルールを作り、インターネットの適正利用の促進を図る。	環境安全部	義務教育課
11	高校教育相談担当者連絡協議会	県立高等学校の教育相談担当者が集まり、情報交換や事例研究を行い、教育相談に必要な知識と技能を習得し、教育相談活動の一層の充実を図る。	環境安全部	高校教育課
12	通級指導担当者専門性向上事業	通級指導担当者に対して、その専門性を高めるための研修や事例検討を行ない、通級指導を受ける児童生徒一人ひとりの障害特性に応じた細かな指導を行なう。	環境安全部	高校教育課
13	特別支援学校就労応援事業	高校生を含め、障害のある生徒に対して、一人ひとりの障害および発達の状態に応じた就労支援を行なう。	環境安全部	高校教育課
14	人権教育の推進	地区別人権教育研究協議会や県学校同和教育研究協議会等を開催し、管理職をはじめ全ての教職員の人権意識の高揚を図り、教育活動全体を通じて、多様性を深め合い、差別や偏見のない社会を築く生徒の育成に取り組む。	教育庁	高校教育課 義務教育課
15	教育相談担当教員養成研修	30～40代の教員を対象に、教育相談活動のコーディネーターとなる資質を養成するとともに、教育活動全体に有用な相談態度・知識・技術の習得を図る。	教育庁	義務教育課
16	教育相談業務担当者等研修会	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象に、教育相談業務等において、適切な支援・助言ができるよう研鑽を積むとともに、情報交換等により業務のあり方等を見直すなど、専門スタッフの資質向上を図る。	教育庁	義務教育課
17	養護教諭初任者・経験者研修	養護教諭の資質向上のための研修を行う。	教育庁	スポーツ保健課
18	スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラーを配置し、生徒に対するカウンセリングや保護者、教職員に対する指導・助言を行うことで、不登校や暴力行為等の問題行動の未然防止、早期解決を図る。	教育庁	高校教育課 義務教育課
19	スクールソーシャルワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーを配置し、学校のほか家庭、地域など生徒を取り巻く環境を含めて原因を探り、生徒の悩みや抱えている問題を解決すべく働きかけを行う。	教育庁	高校教育課 義務教育課
20	いじめ電話相談	教育相談センター職員と電話相談員による24時間、365日対応の電話相談を実施する。	教育庁	義務教育課

2 若者・働き世代に対する理解促進				
No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
21	職員の研修事業	新任研修、昇任時等研修、メンタルヘルス研修等を実施する。	総務部	人事企画課
22	職員の健康管理事務	職員の心身健康の保持のため、ストレスチェック・メンタルヘルス相談(健康相談室、県内20か所の医療機関、地方職員共済組合)・育児休業者復帰支援セミナー・健康相談・健診後の事後指導(共済診療所)・新採用職員に対し健康管理ファイルの配布などを行う。		
23	出張ストレスチェック事業	総合福祉相談所での夜間帯にストレスチェックの実施や、希望があった事業所や企業へストレスチェックやセミナーを実施する。	健康福祉部	障害福祉課
24	働く人の心健やかサポート事業	労働者の心の健康の保持を図るためのメンタルヘルス対策事業を実施(講師派遣等による職場のメンタルケア環境づくりへの支援、仕事悩み相談ダイヤルの設置など)	産業労働部	労働政策課
25	中小企業メンタルヘルスセミナー	従業員が50人未満の中小企業に対し、臨床心理士等の専門家を派遣し、無料でメンタルヘルスセミナー、ストレスチェックを実施	健康福祉部	障害福祉課
26	ストレスチェックシートの活用促進	福井県と医師会で作成した簡易版のストレスチェックシートの活用を促進させ、うつ病の早期発見を図る。		
27	学校職員安全衛生管理事業	各県立学校に衛生委員会を設置するとともに、健康管理医を任命し、教職員の健康管理を行う。新任管理職、40歳の教職員を対象にメンタルヘルス研修を開催し、職場と自分自身のメンタルヘルスの維持向上を図る。	教育庁	学校振興課
28	学校職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る。		
29	メンタルケア相談員設置事業	精神疾患を抱え病気休暇・休職中の教職員に対して、生活全般にわたる継続した指導、助言を行い、早期復職を図る。復職後も必要に応じて、サポートを継続することによって、再発防止を図る。		
30	学校業務改善事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。		
31	ふくい女性活躍支援センター強化事業	働く女性の仕事についての不安解消やキャリアアップの支援、子育てが一段落した女性の再就職、育児休業からの円滑な復帰の支援などをワンストップで提供する。	総合政策部	女性活躍推進課
32	「運動普及」いつでもどこでもだれでも「FUKUI×WALK Project」	「スニーカービズ」普及事業 スニーカーに象徴される歩きやすい靴を着用し通勤・勤務をすることで歩数増加を促す運動の普及を行う。	健康福祉部	健康増進課
33	健康づくり推進協議会運営事業	医療、保健、福祉、労働等の関係者による協議会を設置し、県の健康づくり計画に基づく保健施策の検討、総合調整、県民の健康づくりの意識高揚方策等の検討を行う。		
34	「健康づくり支援」わがまち健康づくり応援事業	市町が実施する一市町一健康づくりの支援を行う。各市町が各々の健康課題に向けて取り組む健康づくり施策を支援することで取り組みの充実を図る。		
35	中小企業向け制度融資	中小企業の資金調達を支援するために、信用保証協会および金融機関と連携した融資制度。 信用保証協会が融資の保証人となり、県は融資の資金の一部となる預託金を金融機関に提供する他、保証料や金利の一部を負担するなどして、金融機関が貸し倒れるリスクを軽減させている。		
36	小規模事業者等設備資金	小規模企業者等の創業や経営の革新に必要な機械設備を(公財)ふくい産業支援センターが購入し、割賦販売またはリースする。	産業労働部	産業政策課
37	貸金業法による過剰貸し付けの防止および日本貸金業協会による苦情や相談窓口の設置	日本貸金業協会は貸金業務に関連する借入れや返済の相談、多重債務者救済の一環としての貸付自粛制度の受付、貸金業者の業務に対する苦情や紛争解決窓口として、「貸金業相談・紛争解決センター」を運営している。	産業労働部	労働政策課
38	労働相談	県内2カ所に労働相談窓口を設置。相談員が常駐し、労使からの相談(面談、電話、メール)対応、情報提供を実施する。		

3 高齢者対策の推進				
No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
39	介護実習・普及センター運営事業	家族介護講習会を開催し、介護技術の習得による家族の介護負担の軽減を図るとともに、交流会を開催し、介護者の心身のリフレッシュを図り、在宅介護を支援する。	健康福祉部	長寿福祉課
40	老人家庭相談員による高齢者宅訪問	一人暮らし、病弱な高齢者の家庭を訪問し、日常生活の相談に応じたり安否確認を行う。		
41	地域包括リハケア推進事業	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援する。		
42	明るい長寿社会づくり促進事業	高齢者の生きがいと健康づくりを推進するため、高齢者の社会活動についての県民の意識改革、高齢者の健康づくり活動、地域活動等を推進する。		
43	シニアチャレンジ応援事業	高齢者の「通いの場」となる運動・社会参加の活動を支援し、元気な高齢者の拡大を図る。	健康福祉部	長寿福祉課
44	在宅ケア体制基盤向上事業	医師会と市町等を中心に医療と介護の連携をより一層強化し、地域全体で在宅療養者を支えていく体制を整備する。 福井県入退院支援ルールについて普及を進めるとともに、ルールに携わる職種の拡充や介護施設入居時の連携、「ふくいメディカルネット」の遠隔カンファレンスへの参加促進などを通じて入退院支援の環境を向上させる。		
45	ジェロントロジー共同研究事業	急増する在宅医療の必要量に対応できる医療体制のモデルづくりを進め、全県に普及させるとともに、健康寿命延伸のため、フレイル予防活動を推進する。		
46	在宅ケアサポートセンター事業	在宅医療サポートセンター、在宅口腔ケア応援センターに加え、薬剤師、栄養士を対象とした在宅ケアの研修を行うセンターを設置することにより、医師や歯科医師、薬剤師、訪問看護師等の各職種の実情に応じて在宅医療の研修を行うとともに、各センターの事業の連携調整を行う「在宅ケアサポートセンター事業連絡会議」を設置し、多職種連携により在宅医療を実践する人材の育成を推進する。 ACPをはじめとした人生の最終段階における医療・ケアについて、研修、講演などにより、県民の主体的な関与を促し、人生の最終段階における医療が必要になる前から最期を迎えるときまで、患者や家族等が望む医療が受けられる環境づくりを推進する。 県民にとっての在宅医療に関する知識の向上や不安の解消を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携し、在宅医療の利用事例等を伝える、住民向けの普及啓発事業を、市町の看護関連の普及啓発事業と関連させることなどにより、効果的に実施する。		
47	高齢者権利擁護事業	高齢者およびその家族が抱える福祉・保健・医療等に係る各種心配事に対する相談に応じる高齢者専門相談窓口を設置する。		
48	成年後見講座事業	成年後見講座に関心のある方や、相談を受ける機会の多い福祉関係者などを対象に講座を開催する。		

(3)ハイリスク者への支援の充実

1 無職者等への支援の充実					
No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課	
1	消費者支援対策	消費生活センターでの消費者相談・情報提供や各年齢層に対する消費者教育・啓発、消費者団体活動支援を行う。	安全環境部	県民安全課	
2	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を包括的・継続的に行う。	健康福祉部	地域福祉課	
3	住居確保型給付金の支給 (生活困窮者自立支援制度)	離職等により住居を失った方、または失う恐れの高い方には、離職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給する。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。			
4	就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	直ちに就労が困難な方に一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。			
5	家計改善支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。			
6	一時生活支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	住居をもたない方等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供する。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う。			
7	子どもの学習・生活支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、進学に関する支援を行う。			
8	生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭扶助を行う。			
9	無料低額診療事業	社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う。			障害福祉課
10	障害者への手当・助成等	特別障害者手当、障害児福祉手当等、障害者の経済的負担の軽減を図る手当の支給や助成を行う。			子ども家庭課
11	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当の支給			
12	母子家庭等自立支援給付金事業	(1)自立支援教育訓練給付金 ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための 講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。 (2)高等職業訓練促進給付金等 ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業 訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了 支援給付金」を支給する。 (3)高卒認定試験受講修了時等給付金 ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座も可)を受けた場合、修了時に受講費用の2割(上限10万円)を、さらに認定試験合格後に受講費用の4割(計6割、上限15万)を支給する。			
13	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯および寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。			
14	奨学金、給付金に関する事務	県奨学英基金、県奨学給付金、県きぼう応援奨学金等の奨学金や給付金に関する事務を行う。	教育庁	高校教育課	
15	中学卒業程度認定試験に関する事務	病気ややむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就業させる義務を猶予または免除された子等に対して、高校入学に関し、中学卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験の実施に係る事務		義務教育課 スポーツ保健課	
16	定時制・通信制課程修学奨励金	勤労青少年教育の重要性から、高等学校の定時制課程および通信制課程への修学を奨励し、教育の機会均等を図る。			
17	就学援助に関する事務	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、医療費・学校給食費を援助する。			

2 自殺未遂者への再企図防止の支援				
No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
18	共同利用施設設備整備事業補助金	医療機器を共同利用することで地域での連携を強化し、かかりつけ医の定着を推進する。	健康福祉部	地域医療課
19	地域医療構想推進事業	病床機能の分化・連携を円滑に進め、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を普及・啓発する。		
20	地域医療連携システム構築事業	「ふくいメディカルネット」について、開示病院と閲覧機関が双方向で利用できる仕組みの構築を行う。	健康福祉部	地域医療課
21	病院群輪番制病院設備整備事業補助金	休日・夜間の救急患者に対応する輪番制病院の設備整備に対して補助を行う。		
22	自殺対策専門研修の実施	医療、保健、福祉等の専門職に対し自殺対策の専門的な研修を実施する。		
23	退院後支援の充実	精神障害により自傷行為を行った患者に対し、退院後の生活調整等の支援を充実させる。		
24	地域包括ケアシステムの構築	必要な支援を地域の中で包括的に提供できるよう保健、医療、福祉を含めた練ってワークの構築を促進する。		
25	精神科救急情報センター運営	精神科救急の充実・強化と在宅の精神障害者の病状の急変に対応し、円滑な医療提供体制を整備するために、精神科救急情報センターを設置し、緊急医療相談、警察消防、保健所等との調整および医療機関への紹介を行う。		障害福祉課
26	精神科救急医療システム整備事業	精神科医療機関の診療時間外に病状の急変など緊急の医療を必要とする精神障害者等に対し、適切な精神科医療を提供するため病院群輪番制による休日、夜間における精神科救急医療体制を確保する。		
27	信頼されるかかりつけ薬局の育成と健康サポート薬局の推進	患者にとって満足度の高い医薬分業を推進し、主治医との連携、患者の服薬情報を一元的・継続的に把握するとともに、それに基づき適切に薬学的管理・指導が行われるよう取り組む。「お薬手帳」の意義・役割を説明し普及促進に努めるとともに、残薬の状況、多剤・重複投薬について医療機関と情報の共有を図り、患者の医療の質の向上を図る。	医薬食品・衛生課	
3 二次的なうつ病の予防				
No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
28	難病患者地域支援対策推進事業	(1)訪問相談員育成事業 (2)医療相談事業 (3)訪問相談・指導事業 (4)難病対策地域協議会の設置	健康福祉部	健康増進課
29	指定難病医療費助成	医療費助成を受けるための相談や申請の受付を行う。		
30	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	(1)相談支援 (2)自立支援員による支援 (3)学校、企業等の地域関係者からの相談の対応、情報提供		
31	小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病について医療費助成を受けるための相談や申請の受付を行う。		
32	難病支援センター事業	難病の患者の療養上、日常生活上での悩みや不安の解消、孤立感や喪失感の軽減を図るとともに、難病の患者等のもつ様々なニーズに対応し、医療機関を始めとする地域の関係機関と連携した支援対策を一層推進する。		
33	重症難病患者在宅療養支援事業	人工呼吸器装着または気管切開を行い在宅療養を行っている重症難病患者の家族等介護を行う者が、疾病、冠婚葬祭や休養等の理由により、当該患者を在宅において介護することができない場合、医療機関が行う一時入院および医療機関または指定訪問看護事業所が行う長時間訪問看護を支援することにより、患者の安定した在宅療養生活の確保と患者およびその家族の生活の質の向上を図る。		
34	がん予防	たばこ対策を含めた生活習慣の改善、がん検診受診率および精密検査のさらなる向上とがん予防・早期発見の充実を行う。		

35	社会連携に基づくがん対策・がん患者支援	在宅医療の充実を図るため、病院、自宅療養支援診療所、訪問看護事業所、薬局、介護保険サービス事業所等と協働するためのカンファレンスを開催するなど、必要な連携体制を整備する。	健康福祉部	健康増進課
36	がんと診断されたときからの緩和ケアの推進	緩和ケアに携わる従事者に対してフォローアップ研修や ACP に関する内容を含めた研修を行うなど、緩和ケアの質を向上していく。		
37	がん教育およびがんに関する正しい知識の普及啓発	がんに関する正しい知識を周知することにより、患者の就労に関する不安の解消に努める。		
38	エイズ・肝炎相談	エイズや肝炎等に関する相談・検査を行う。	健康福祉部	健康増進課
39	HIV・エイズ患者サポート事業	エイズホットラインを開設し、感染者・患者からの日常的な相談に応じる。また、HIV検査の陽性告知時に専門医が面談し、今後の支援体制について説明を行う。		
40	妊娠・出産包括支援推進事業（気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム）	気がかりな妊婦・親子を医療機関や市町等の関係機関が、できるだけ早期に互いに情報提供し、早期に必要な支援を開始し、結果報告をする仕組みをつくり、切れ目ない支援を行う。		子ども家庭課
41	子育て世代包括支援センター事業の設置促進	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、子育て包括支援センターに保健師等を配置して「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。		
42	母子・父子自立支援員設置事業	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供および助言、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置する。		
43	ひとり親家庭の安心プラン事業	ひとり親家庭等に対し、子育てに係る費用（病児・病後児保育利用料、放課後児童クラブ利用料、高校生の通学定期代）を助成することにより、子どもが家庭環境に影響されことなくすこやかに成長していけるよう支援する。	総合政策部	女性活躍推進課
44	配偶者からの暴力防止啓発事業	毎月 11 月「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、DV防止のパネル展やキャンペーンを実施する。		
45	ステップハウス提供事業	一時保護または保護命令を受けたDV被害者のうち、仕事面、金銭面等の理由から、すぐに自力で住宅を確保して、自立生活に移行できない者に、一時的に住宅を提供する。		
46	配偶者暴力被害者支援事業	被害者の一時保護所入所時における経済的負担の軽減、退所後の速やかな自立を支援するため、必要とする費用を支給する。	安全環境部	県民安全課
47	犯罪被害者支援事業	県民への啓発や研修会など人材の育成および性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」に対する支援を行う。		
48	障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置し、相談対応を行う。	健康福祉部	障害福祉課
49	発達障害児童支援相談センターの運営	発達障害のある方とその家族・支援者に対して、相談支援・就労支援等を行う。		
50	発達障害児移行支援充実事業	特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、個別の指導計画等を基にした指導・支援を行なうとともに、進学先等へ引継ぎをとおして切れ目ない支援を行なう。	教育庁	高校教育課
51	フリースクール支援事業	不登校等による高校中退者で、通信制教育等を活用した修学意欲のある者に対する学習環境の確保を支援するため、民間団体と連携して高卒資格の取得を可能とする環境づくりを行う。		
52	発達障害児教育推進事業	発達障害等のある児童生徒が在籍する学校（担任等）に対して、特別支援学校が巡回相談を行なう。		
53	高等学校における通級指導	高等学校において、特別な支援を必要とする生徒に対し、一人ひとりの障害特性に応じて通級指導を行う。		
54	不登校対策推進事業	福井県不登校対策指針に基づき、学校・家庭・地域および関係機関と連携し、不登校対策に取り組むことで、不登校児童・生徒へのきめ細かな対応や未然防止を図る。		
55	依存症患者への支援	精神保健福祉センターで、依存症回復プログラムの実施や専門研修等を実施する。	健康福祉部	障害福祉課
56	薬局における安全管理体制の強化	薬局における事故等を防止し、県民が安心して薬局を利用することができるよう監視指導を強化し、医薬品医療機器等法関係法令の遵守や各薬局が作成する医療安全管理指針に基づく安全管理の徹底を図る。		医薬食品・衛生課

57	薬物乱用に関する正しい知識の普及啓発	福井県薬物乱用対策推進本部に所属する関係機関と連携を図りながら、薬物乱用防止指導員の活動を中心に、薬物乱用に関する正しい知識の普及啓発に努める	健康福祉部	医薬食品・衛生課
58	薬物乱用防止指導員活動の推進	薬物乱用防止指導員協議会の活動を充実し、各地域での積極的な薬物乱用防止活動を推進する。		
59	薬物乱用に関する相談窓口の充実	県庁、健康福祉センターおよび総合福祉相談所に設置している相談窓口について、薬物に関する相談対応に努め、薬物相談体制の充実を図る。		
60	障害福祉サービスの提供	介護給付や訓練等の給付、障害児通所・入所支援などのサービスの利用に要する費用の一部を負担する。	健康福祉部	障害福祉課
61	自立支援医療給付事業	障害のある人医療費を負担する。(育成医療、更生医療、療養介護医療)		
62	重度障害者医療費助成事業	重度障害のある人の医療費を負担する。(身体3級以上、知的B1以上、精神2級以上)		
63	重症心身障害児と家族のための在宅サポート事業	医療的ケアを必要とする重症心身障害者が安心して在宅での生活を続けられるよう、福祉型の障害児通所支援事業所および福祉型・医療型短期入所事業所での受け入れ等費用を支援する。		
64	高次脳機能障害支援センターの運営	高次脳機能障害を対象とする支援拠点機関を設け、支援コーディネーターを配置。		

4 大規模災害における被災者のこころのケアの推進

No.	事業名	事業内容	担当部局	担当課
65	災害時こころのケアの推進	大規模災害が起きた時に災害派遣精神科医療チーム(DPAT)を派遣し、被災者へのこころのケアを促進します。	健康福祉部	障害福祉課
66	被災児童生徒就学援助事業	被災により就学が困難な児童生徒に対し、学用品費や給食費などの補助を行う。	教育庁	義務教育課 スポーツ保健課

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社

会的な取組として実施されなければならない。

- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

- 第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

- 第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。
- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
 - 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交

付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについて

の意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の 実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び

運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策(ポイント)

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<p>2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施(SOSの出し方に関する教育の推進) ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用(革新的自殺研究推進プログラム) ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンサイト施設等の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4.自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家を養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、キャンセル依存症等のハイリスク者対策
<p>7.社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT(インターネットやSNS等)の活用 ・心きもち、児童虐待、性別・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9.遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10.民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的、試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12.勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策